



許可番号03747028664

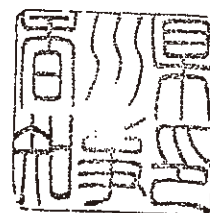
産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県観音寺市大野原町福田原 241 番地 1
氏名 株式会社パブリック
代表取締役 三野輝男
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 6 項
第 1 4 条 の 2 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成29年11月11日
許可の有効年月日 平成36年11月10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (溶融処分、圧縮処分、圧縮梱包処分、破碎処分、固形燃料化処分、選別処分及び水溶分離処分に限る。) 業
最終処分 (埋立処分に限る。) 業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

裏面のとおり。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 上記の施設を変更する場合又は設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。
- (2) 埋立地の浸透水等は、定期的に検査を行い、その結果を香川県知事に報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成17年11月11日 (当初許可)
- 平成18年 8 月29日 (変更許可)
- 平成19年 3 月22日 (変更許可)
- 平成22年11月11日 (更新許可)
- 平成24年 8 月 3 日 (変更許可)
- 平成25年 9 月 3 日 (変更許可)
- 平成26年10月 6 日 (変更許可)
- 平成29年11月11日 (更新許可)
- 平成30年 9 月11日 (事業の用に供する施設の変更により書換交付)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余 白

1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

溶融処分：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）以上

圧縮処分：①廃プラスチック類②金属くず（ただし、①についてはペットボトルに限り、また、①及び②のうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。

圧縮梱包処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。

破砕処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。*

*産業廃棄物（廃蛍光管）の破砕施設が休止の間

固形燃料化処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。

選別処分：①汚泥②廃プラスチック類③紙くず④木くず⑤繊維くず⑥ゴムくず⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑨がれき類（ただし、①にあつては、自動車等のバッテリーを除く廃電池に限り、また、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。（水銀回収が必要なものを除く。）
水銀含有ばいじん等	含まない。

水溶分離処分：①廃プラスチック類②紙くず（ただし、①及び②にあつては、紙おむつ及び衛生用品の製品くず又は不良品に限る。）以上

埋立処分：①廃プラスチック類②ゴムくず③金属くず④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑤がれき類（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。

以下 余 白

別紙

2. 事業の用に供するすべての施設

【本部工場】

※本部工場のすべての施設の設置場所：観音寺市大野原町福田原字山原 241 番 1 以上

- (1) 種類及び数量：産業廃棄物の破碎施設（廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設） 1 基
許可年月日及び許可番号：平成 27 年 4 月 28 日設置許可 第 22-7-004 号 設置年月日：平成 27 年 5 月 11 日
処理能力：廃プラスチック類 26.9t/日(24 時間)、紙くず 26.9t/日(24 時間)、木くず 28.3t/日(24 時間)、
繊維くず 24.7t/日(24 時間)、ゴムくず 25.7t/日(24 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち①から⑤に限る。
 - (2) 種類及び数量：産業廃棄物の圧縮梱包施設 1 基
設置年月日：平成 17 年 4 月 14 日 処理能力：37t/日(10 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の圧縮梱包処分に係るもの。
 - (3) 種類及び数量：産業廃棄物の固形燃料化施設 3 基
設置年月日：平成 23 年 7 月 27 日 処理能力計：108t/日(24 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の固形燃料化処分に係るもの。
 - (4) 種類及び数量：産業廃棄物の選別施設 1 基
設置年月日：平成 18 年 8 月 20 日 処理能力：94.4t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の選別処分に係るもののうち②から⑨に限る。
 - (5) 種類及び数量：産業廃棄物の破碎施設 1 基
設置年月日：平成 19 年 3 月 20 日 処理能力：8t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち⑦であってガラスくずに限る。
 - (6) 種類及び数量：産業廃棄物の破碎施設 1 基
設置年月日：平成 21 年 2 月 17 日
処理能力：廃プラスチック類 0.64t/日(8 時間)、紙くず 0.64t/日(8 時間)、木くず 1.176t/日(8 時間)、
繊維くず 0.256t/日(8 時間)、ゴムくず 1.112t/日(8 時間)、金属くず（被覆銅線）1.2t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち①から⑥に限る。
 - (7) 種類及び数量：産業廃棄物の破碎施設 1 基
許可年月日及び許可番号：平成 24 年 5 月 28 日設置許可 第 22-7-014 号 設置年月日：平成 24 年 6 月 4 日
処理能力：廃プラスチック類 26.9t/日(24 時間)、紙くず 26.9t/日(24 時間)、木くず 28.3t/日(24 時間)、
繊維くず 24.7t/日(24 時間)、ゴムくず 25.7t/日(24 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち①から⑤に限る。
 - (8) 種類及び数量：産業廃棄物の破碎施設 1 基
許可年月日及び許可番号：平成 27 年 11 月 24 日設置許可 第 07-7-018 号 設置年月日：平成 27 年 11 月 27 日
処理能力：30.7t/日(24 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち①から⑥に限る。
 - (9) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 1 基
許可年月日及び許可番号：平成 28 年 5 月 30 日設置許可 第 21-7-077 号 設置年月日：平成 28 年 6 月 3 日
処理能力：112t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち③に限る。
- (※休止中のもの)
種類及び数量：産業廃棄物（廃蛍光管）の破碎施設 1 基
設置年月日：平成 19 年 3 月 20 日 処理能力：4t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち⑦であって廃蛍光管に限る。

次 頁 に 続 く

【観音寺工場】

- (1) 種類及び数量：産業廃棄物の圧縮施設 1基
設置場所：観音寺市三本松町三丁目甲 2154 番 9 以上
設置年月日：平成 23 年 12 月 22 日 処理能力：1.6t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の圧縮処分に係るもののうち①に限る。
- (2) 種類及び数量：産業廃棄物の圧縮施設 1基
設置場所：観音寺市三本松町三丁目甲 2154 番 9 以上
設置年月日：平成 23 年 12 月 22 日 処理能力：1.6t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の圧縮処分に係るもののうち②に限る。
- (3) 種類及び数量：産業廃棄物の水溶分離施設 2基
設置場所：観音寺市三本松町三丁目甲 2154 番 139 以上
設置年月日：平成 24 年 6 月 26 日 処理能力計：480kg/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の水溶分離処分に係るもの。
- (4) 種類及び数量：産業廃棄物の選別施設 1基
設置場所：観音寺市三本松町三丁目甲 2154 番 89 以上
設置年月日：平成 26 年 3 月 10 日 処理能力：2.4t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の選別処分に係るもののうち①及び⑦に限る。

【三豊工場】

※三豊工場のすべての施設の設置場所：三豊市財田町財田中字吉田 4704 番 以上

- (1) 種類及び数量：木くず又ははがれき類の破碎施設 1基
許可年月日及び許可番号：平成 21 年 12 月 7 日設置許可 第 21-7-055 号 設置年月日：平成 21 年 12 月 8 日
処理能力：1040t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち⑦及び⑧に限る。
- (2) 種類及び数量：木くず又ははがれき類の破碎施設 1基
許可年月日及び許可番号：平成 28 年 5 月 10 日設置許可 第 21-7-070 号 設置年月日：平成 28 年 7 月 15 日
処理能力：97.44t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもののうち③に限る。

【山本処分場】

種類及び数量：産業廃棄物の最終処分場（安定型埋立地） 1基
設置場所：三豊市山本町河内字蟻ノ股 1868 番 1、1868 番 3、1868 番 6、1868 番 7、1868 番 8 以上 5 筆
許可年月日及び許可番号：平成 25 年 4 月 8 日設置許可 第 17-7-030 号 設置年月日：平成 25 年 8 月 21 日
処理能力：面積：9,140 m²、容量 47,004 m³
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の埋立処分に係るもの。

【丸亀工場】

- (1) 種類及び数量：産業廃棄物の熔融施設 1基
設置場所：丸亀市土器町北二丁目 22 番 以上
設置年月日：平成 21 年 10 月 19 日 処理能力：1.2t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の熔融処分に係るもの。
- (2) 種類及び数量：廃プラスチック類の破碎施設（木くず又ははがれき類の破碎施設） 1基
設置場所：丸亀市土器町北二丁目 16 番、17 番 2、17 番 5 以上 3 筆
許可年月日及び許可番号：平成 12 年 8 月 9 日設置許可 第 07-5-002 号
設置年月日：平成 13 年 4 月 10 日 処理能力：56t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の破碎処分に係るもの。
- (3) 種類及び数量：産業廃棄物の圧縮梱包施設 1基
設置場所：丸亀市土器町北二丁目 32 番 以上
設置年月日：平成 25 年 12 月 6 日 処理能力：110.4t/日(8 時間)
処理する産業廃棄物の種類：1. (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の圧縮梱包処分に係るもの。

以 下 余 白